

○厚生労働省令第七十八号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の五第一項及び別表第一の規定に基づき、生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令

（生活保護法施行規則の一部改正）

第一条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(進学・就職準備給付金の支給の対象者)

第十八条の七 法第五十五条の五第一項各号列記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める者は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて、法第五十五条の五第一項第一号に該当する者にあつては第一号及び第二号に掲げるもの(同項第二号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げるもの)とする。

一 保護の実施機関が、高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校(以下「高等学校」という。)、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。))若しくは特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)(いずれも同法第五十八条第一項(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。))に規定する専攻科及び別科を除く。又は同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校(高等学校に準ずると認められるものに限る。))をいう。以下同じ。))に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができる者と認められた者(以下「高等学校等就学者」という。))であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学しようとするもの

二 (略)

三 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き第十八条の八の二に規定する安定した職業に就こうとするもの(これに準ずる者として第十八条の八の三各号に掲げるものを含む。以下この条において同じ。))

改正前

(進学準備給付金の支給の対象者)

第十八条の七 法第五十五条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて、次に掲げるものとする。

一 保護の実施機関が、高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校(以下「高等学校」という。))、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。))若しくは特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)(いずれも同法第五十八条第一項(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。))に規定する専攻科及び別科を除く。又は同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校(高等学校に準ずると認められるものに限る。))をいう。以下同じ。))に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができる者と認められた者(以下「高等学校等就学者」という。))であつて当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設(法第五十五条の五第一項に規定する特定教育訓練施設をいう。以下同じ。))に入学しようとするもの

二 (略)
(新設)

四 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き就職に必要な知識及び技能の習得（支給機関が被保護者の自立を助長することに効果的であると認められるに限る。第六号において同じ。）を行い、その後引き続き

（新設）

第十八条の八の二に規定する安定した職業に就こうとするもの

五 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかつた者（これに準ずる者として第十八条の八の三各号に掲げるものとなる）ができなかった者を含む。次号において同じ。）に限る。）であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの

（新設）

六 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き就職に必要な知識及び技能の習得を行い、その後引き続き第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかつた者に限る。）であつて、当該知識及び技能の習得後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの

（新設）

（特定教育訓練施設）
第十八条の八 法第五十五条の五第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。
一 八 （略）

（特定教育訓練施設）

（特定教育訓練施設）

第十八条の八 法第五十五条の五第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。
一 八 （略）

第十八条の八 法第五十五条の五第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。
一 八 （略）

一 八 （略）

一 八 （略）

（法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業）

（新設）

第十八条の八の二 法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得

（新設）

ることができるものと認められるものとする。

(法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める者)

第十八条の八の三 法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 事業を確実に開始すると見込まれる者であつて、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの

二 職業(前条に規定する安定した職業を除く。)に確実に就くと見込まれる者であつて、その者が属する被保護世帯において、その者の就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの

(進学・就職準備給付金の支給の申請)

第十八条の九 進学・就職準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者に提出しなければならぬ。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 (略)

二 法第五十五条の五第一号に該当する者にあつては、特定教育訓練施設の名称

三 法第五十五条の五第二号に該当する者にあつては、その者又はその者が属する世帯が、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

四 (略)

2 法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、進学・就職準備給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

(新設)

(進学準備給付金の支給の申請)

第十八条の九 進学準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者に提出しなければならぬ。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 (略)

二 特定教育訓練施設の名称

(新設)

三 (略)

2 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、進学準備給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

(進学・就職準備給付金の支給)

第十八条の十 進学・就職準備給付金は、厚生労働大臣が定める額を、被保護者が法第五十五条の五第一項各号のいずれかに該当する者となることに伴う保護の変更若しくは廃止の決定前又は当該決定後速やかに、支給するものとする。

(再支給の制限)

第十八条の十一 進学・就職準備給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、進学・就職準備給付金を支給しない。

(進学準備給付金の支給)

第十八条の十 進学準備給付金は、厚生労働大臣が定める額を、被保護者の特定教育訓練施設への入学に伴う保護の変更若しくは廃止の決定前又は当該決定後速やかに支給するものとする。

(再支給の制限)

第十八条の十一 進学準備給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、進学準備給付金を支給しない。

(生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正)

第二条 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令(平成二十六年厚生労働省令第七十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二条 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>5 法別表第一の二の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。</p> <p>一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十条の三第一項(同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。)(の規定により請求することができる未支給の失業等給付(同法第六十一条の六第二項の規定により同法第十条の三第一項の規定を準用する場合にあっては育児休業給付とする。以下この号において同じ。)(次号から第十三号までに掲げる失業等給付に係るものに限る。)</p> <p>2 5 13 (略)</p> <p>6 5 8 (略)</p> <p>第六条 法別表第一の六の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項に関するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第五十五条の五第一項の規定により支給される<u>進学・就職準備給付金</u>の額及び支給期間</p> <p>2 5 6 (略)</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>5 法別表第一の二の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。</p> <p>一 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十条の三第一項(同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。)(の規定により請求することができる未支給の失業等給付(同法第六十一条の六第二項の規定により同法第十条の三第一項の規定を準用する場合にあっては育児休業給付とする。以下この号において同じ。)(次号から第十二号までに掲げる失業等給付に係るものに限る。)</p> <p>2 5 13 (略)</p> <p>6 5 8 (略)</p> <p>第六条 法別表第一の六の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項に関するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第五十五条の五第一項の規定により支給される<u>進学準備給付金</u>の額及び支給期間</p> <p>2 5 6 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1 この省令は、公布の日から施行し、第一条による改正後の生活保護法施行規則第十八条の七から第十八条の十一までの規定は、令和六年一月一日から適用する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に第一条による改正前の生活保護法施行規則第十八条の九第一項の規定によりされた申請及び同条第二項の規定によりされた書類の提出の求めは、第一条の規定による改正後の生活保護法施行規則第十八条の九第一項の規定によりされた申請及び同条第二項の規定によりされた書類の提出の求めとみなす。